

あま市スポーツ推進連絡会議設置要綱

(設置)

第1条 スポーツ関係団体等の（以下「団体」という。）相互交流と情報交換を行い、協力連携を図り、市のスポーツ施策を効果的かつ効率的に推進するため、あま市スポーツ推進連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 連絡会議の所掌事務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 市民のスポーツ活動の推進に向けた取組に関すること。
- (2) スポーツによるまちづくり及び地域の活性化に向けた取組に関すること。
- (3) 各団体の活動に関すること。
- (4) その他スポーツ推進に関すること。

(構成)

第3条 連絡会議は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者で構成する。

- (1) スポーツ・レクリエーション団体関係者
- (2) 子育て支援団体関係者
- (3) 商工関係団体関係者
- (4) 市民活動団体関係者
- (5) その他教育委員会が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の在任期間とする。

2 委員の再任は、妨げないものとする。

(会長及び副会長)

第5条 連絡会議に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。

3 会長は連絡会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 連絡会議は、会長が招集する。

2 連絡会議においては、会長が議長となる。

3 連絡会議は、必要があると認めるときは、連絡会議に関係者の出席を求め、説明を求めることができる。

(庶務)

第7条 連絡会議の庶務は、教育委員会教育部スポーツ課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、連絡会議の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。